

平成30年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成30年6月26日（火）
開会 午後2時01分 閉会 午後3時21分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
- 5 欠席委員 委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
- 6 出席職員 教育部長兼特命担当部長 渡 部 昭 司
教育部参与兼教育企画課長 森 谷 修
教育部副参与兼学校運営課長 等々力 優
教育部主幹（学校運営課） 名古屋 勇
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 福 田 忠 春
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 壮 平
教育部副参与兼教育支援課長 清 水 達 美
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
教育部主幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘
教育部副主幹（教育企画課）兼学務係長 大 谷 健
教育支援課長補佐兼教育相談係長 宮 崎 洋 子
- 8 傍聴人 0人

平成30年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成30年6月26日（火） 午後2時から
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第23号 西東京市公立学校教職員に関する指導について
- 第 3 議案第24号 西東京市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- 第 4 議案第25号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について
- 第 5 報 告 事 項
 - (1) 学校におけるブロック塀等の安全点検等について
 - (2) 学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
 - (3) 平成 30 年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指
定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧
 - (4) 平成 29 年度教育相談状況
 - (5) 放課後子供教室事業の今後のあり方について（提言）
 - (6) 西東京市立学校施設使用料の適正化について（答申）
 - (7) 平成 29 年度西東京市公民館事業実績報告書
 - (8) 平成 29 年度西東京市図書館事業実績報告書
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成30年第6回定例会
(6月26日)

午 後 2 時 01 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成30年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は森本委員にお願いいたします。

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第2 議案第23号 西東京市公立学校教職員に関する指導については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第6 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○木村教育長 日程第3 議案第24号 西東京市奨学生選考委員会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第24号 西東京市奨学生選考委員会委員の委嘱についてでございます。

本議案は、武蔵野女子学院高等学校長が人事異動に伴い変更となりましたので、改めて委嘱するものでございます。

委嘱日でございますが、平成30年7月1日付で、任期につきましては、平成31年4月30日まででございます。

なお、学識経験者の枠として、武蔵野女子学院高等学校長の日野田直彦様を委嘱するものでございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第24号 西東京市奨学生選考委員会委員の委嘱について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第4 議案第25号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷社会教育課長 それでは、議案第25号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、説

明申し上げます。

本議案は、下野谷遺跡の国史跡としての追加指定について、文化財保護法の規定に基づいての諸手続を進める必要があるため、本定例会に提案を行うものでございます。

資料を1枚おめくりください。

下野谷遺跡につきましては、関東でも最大級の縄文時代の集落遺跡として評価され、国史跡として遺跡の保存、活用に取り組んでおります。このたび、1に記載します所在地の地権者の方から史跡指定につきまして同意をいただいたことに伴い、該当地の追加指定に向けた諸手続を進めてまいります。

なお、平成26年度に設置した埋蔵文化財の専門家による下野谷遺跡調査指導委員会からは、こちら、資料の3の範囲、約2万2,000平米について、国史跡として指定する価値があるとの評価をいただいております。そのうち2に記載の1万2,611.76平米については、平成27年の3月の当初指定、また平成28年、29年、30年の追加指定によりまして、既に国史跡と指定されている面積になります。

今回の追加指定によりまして、既存の部分とあわせまして遺跡の保存、活用を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第25号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第5 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(1) 学校におけるブロック塀等の安全点検等について、説明をお願いいたします。

○渡部教育部長兼教育部特命担当部長 学校におけるブロック塀等の安全点検等について、報告をさせていただきます。

6月18日、大阪府北部を震源とする地震によりまして、小学校のブロック塀が倒壊し、小学4年生の女子児童が亡くなるということがございました。これに伴い、国等から通知がありまして、ブロック塀等の点検――これは学校敷地内、また通学路ということでございますが、点検を行うようにということでございます。

担当課から内容について報告をさせていただきます。

○名古屋教育部主幹 学校におけるブロック塀等の安全点検等について、報告いたします。

平成30年6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震により、小学校プールのブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという事故が発生いたしました。これを受けまして、教育委員会では、現在、市内小・中学校の学校敷地内のブロック塀等の安全点検を順次行っております。

調査時期といたしましては、平成30年6月19日から6月26日までの期間実施いたしまして、27日に報告書をまとめたいと思っております。

調査対象といたしましては、小・中学校の組積造の塀、補強コンクリートブロック塀及び万年塀を対象として行っております。

点検内容につきましては、目視による塀の高さ、壁の厚さ、控え壁のありなし、劣化・損傷状況等を確認しております。

今後の対応といたしましては、安全点検終了後、危険箇所につきましては早急に対応を市長部局とともに検討したいと思っております。また、6月29日までに調査結果を東京都に報告いたします。

私からは以上です。

- 森谷教育部参与兼教育企画課長 私からは、この今回の地震に伴う対応として、通学路の安全点検について、報告をさせていただきます。

6月19日付で文部科学省より出されました通知によると、「改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難したりできるよう、指導を徹底するようお願いします」との記載がございます。

こちらを受けまして、各学校とも調整を図ったところでございますが、学期末に当たることから、学校として対応できるのが7月下旬ごろになるとのお話がありました。そこで、本日から教育部の5課におきまして、小学校全18校を今週金曜日までに回る予定で、順次、通学路の安全点検を行っているところでございます。

この対応に当たりましては、大阪府から点検表なども取り寄せまして、例えば高い塀や、老朽化によりひび割れ、揺れが生じるというようなブロック塀等があればチェックする、そのような対応を本日から行っているところでございます。

- 木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、説明をお願いいたします。

- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 それでは、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、報告申し上げます。

上向台小学校の学校薬剤師でございます村田義久仁薬剤師につきましては、転出に伴う辞任届が提出されたことから、平成30年5月31日付で解職したものでございます。

これを受け、西東京市薬剤師会から推薦をいただき、新たに杉浦孝太郎薬剤師を委嘱したものでございます。任期は、平成30年6月1日から平成31年3月31日でございます。

説明は以上でございます。

- 木村教育長 ありがとうございます。

では、次に、(3)平成30年度西東京市立学校教育研究奨励事業研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ一覧の説明をお願いいたします。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 それでは、私から、平成30年度西東京市立学校教育研究奨励事業研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ等一覧について、報告させていただきます。

まず、研究指定校から説明させていただきます。

昨年度からの引き続きの2年次校が3校ございます。谷戸小学校は、「自分の思いや考えを進んで表現し、学び合う児童の育成～主体的・対話的で深い学びを実現する学習指導の工夫～」をテーマに、主体的・対話的で深い学びの実現に関する研究を進めております。柳沢小学校は、「分かる喜び、学ぶ楽しさがあふれる授業づくり～教科等横断的なつながりをもって～」をテーマに、カリキュラム・マネジメントに関する研究を進めております。青嵐中学校は、「じっくり考え、議論する道徳」をテーマに、道徳科指導の充実に関する研究を進めております。

本年度、新たに研究指定校として指定いたしました1年次校は、4指定5校ございます。芝久保小学校は、「豊かな心を育む道徳性の育成～多面的・多角的に学ぶ指導法の工夫～」をテーマに、道徳科指導の充実に関する研究を進めております。栄小学校は、「新学習指導要領を視野に入れたカリキュラムマネジメントと授業づくり」をテーマに、カリキュラム・マネジメントに関する研究を進めております。田無第一中学校は、「主体的・対話的で深い学びの実現」をテーマに、主体的・対話的で深い学びの実現に関する研究を進めております。中原小学校、ひばりが丘中学校は、「小・中9年間を見通した学びと生活の基盤について」をテーマに、小中一貫教育に関する研究を進めております。

その他、研究奨励校が6校、研究奨励教員グループは1グループを指定しております。

また、東京都教育委員会からの研究指定につきましては、六つの研究指定8校ございます。この都の指定校でございますけれども、(3)から(6)番まで、この4指定が今年度から新規で指定されたものになっております。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4)平成29年度教育相談状況の説明をお願いいたします。

○清水教育部副参与兼教育支援課長 平成29年度教育相談状況について、報告させていただきます。

資料「平成29年度教育相談状況」を御覧ください。

1、相談種別ごとの状況でございます。左縦軸に相談種別として六つの種別に分け、それぞれ縦軸に件数、相談回数、終結件数、主な内容及び件数となっております。

なお、終結件数につきましては、開始と終了が明確に確認される必要があることから、一般教育相談と就学相談のみにさせていただきます。

それでは、種別ごとに報告をさせていただきます。

一般教育相談でございます。相談者が教育相談センターに来室し、心理カウンセラーによって行われる相談でございます。件数497件、うち新規271件、相談延べ回数8,680回、終結件数174件になります。主な内容としましては、適応指導教室入室関係の相談、不登校、学業不振などの相談となります。件数では、前年度比55件、12.4%増となっております。

続きまして、電話相談でございます。件数164件、相談延べ回数242回、主な内容としましては、不登校、心障児の進路、園・学校・教師との関係などの相談となります。ここでは電話のみの相談を記載しております。相談の中には、匿名での相談もございまして、また、この電話相談から来室につながることもありますので、その場合の件数は、一般教育相談または就学相談の件数に移行することから、この数には含めてはおりません。件数では、前年度

比9件、5.8%の増となっております。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に、学校長、教員からの相談、また子ども家庭支援センター、児童相談所などの他の関係機関との連絡調整になります。件数231件、相談延べ回数830回、主な内容としまして、不登校、虐待、学業不振の相談になります。件数では、前年度比9件、3.8%の減となっております。

次に、小学校巡回相談でございます。教育支援アドバイザーが各学校を巡回しまして、児童・生徒の観察や教員等への相談、助言を行っております。件数688件、相談延べ回数1,062回でございます。主な内容としましては、学業不振、おちつきなし、集団不適應などの相談になります。件数では、前年度比380件の増、およそ2.2倍となっております。

次に、就学相談でございます。特別支援学校または特別支援学級への就学、転学相談でございます。件数は384件、うち新規334件、相談延べ回数2,677回、最終件数は283件となります。件数としては、62件、19.3%の増となっております。

次に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカー派遣による学校への支援になります。件数495件、相談延べ回数1,201回となります。件数では、前年度比9件、1.9%の微増という形になっております。

相談全体の合計でございますが、一番下の欄、2,459件、相談延べ回数1万4,692回でございます。

昨年度との比較、特徴などまとめといたしましては、数値的な変化としましては、相談件数では、合計で前年度比506件、25.9%の増となり、引き続き増加の傾向がうかがえるところ です。

また、相談内容の傾向といたしましては、表の右側でございます主な内容及び件数のところに多くあるものが不登校の相談となっておりますが、それに加え、学業不振も、件数は少ないものもありますが、内容として多く捉えられている傾向が出ております。幼稚園、保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進学していく中で、学校生活の中心となる学びの部分でつまずきの見られるお子さんが少なくない現状が出ているものと考えられます。

なお、相談件数の増加傾向は、今年度から本格実施となった小学校特別支援教室や、2校目の設置がされた中学校通級指導学級など、様々な支援体制の整備による学校や保護者の気づきが増えていることもあると分析しております。各種の相談をきっかけとして、子どもたちの適切な支援につながっていく流れができていく表れとも考えているところでございます。

なお、裏面のほうには、それぞれの相談について主訴別に集計したものがございますので、御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

では、次に、(5)放課後子供教室事業の今後のあり方について(提言)の説明をお願いいたします。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 放課後子供教室事業の今後のあり方についての提言を社会教育委員の会議のほうからいただきましたので、報告申し上げます。

去る6月22日に、正副議長から教育長のほうへ、こちらの提言の手交をしていただきましたし

た。

内容といたしましては、おめくりいただきまして、1ページの「はじめに」のところでは、言に至った経緯等を説明しておりますが、放課後子供教室事業が始まった平成24年度とは社会状況等も変わってきているということから、実態把握のために、平成29年4月に社会教育委員が放課後子供教室の運営を委託している各小学校の学校施設開放運営協議会へヒアリングを行ったことに基づいてまとめた提言となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページから始まります第1章のところでは、ヒアリングから見てきた現状と課題について整理をし、今後の放課後子供教室の充実のために解決すべき課題を、運営体制、人材、連携づくりの3点に絞って分析をしております。

少し飛びまして、5ページ、第2章のところでは、第1章で見てきた三つの課題解決のための具体的な解決策といたしまして、運協間の連携を進めること、それから社会教育課等による支援の強化、そして地域、行政機関等との連携強化による人材確保や支援の確保などが提言されております。

おめくりいただきまして、8ページから始まります第3章のところでは、社会環境の変化や国の動向等も踏まえますと、ボランティアで構成される運協に運営の全てを委ねる現行の仕組みには限界があるということから、将来に向けた提言としまして、9ページの中ほどに「放課後子供教室事業のさらなる充実に向けて」ということで大きく5点提言をいただいております。各種コーディネーターの配置のほか、教育委員会だけでなく市長部局も一体となって取り組むことの必要性、それから地域の実情に合わせて多様な運営主体による放課後子供教室についての検討といったことが述べられております。

以上、簡単でございますが、こちらの提言の内容を報告いたしました。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(6)西東京市立学校施設使用料の適正化について(答申)の説明をお願いいたします。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 先月、5月25日に使用料等審議会に諮問をいたしました学校施設の使用料について、答申をいただいたというものでございます。

内容といたしましては、まず、新設の保谷中学校の校庭、テニスコート及び夜間照明設備に係る使用料については、資料の裏面にあります金額、使用料を諮問いたしましたところ、妥当であるということで答申をいただきました。

2点目といたしまして、学校施設——既存の学校施設ですね。けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校の使用料の定期見直しにつきましては、据え置きということで諮問いたしました。が、こちらも妥当であるということで答申をいただきました。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(7)平成29年度西東京市公民館事業実績報告書の説明をお願いいたします。

○大橋公民館長 それでは、平成29年度公民館事業実績について、報告させていただきます。

まず、全館の実績としまして、公民館主催事業は延べ105事業を実施し、延べ参加人数は2万3,620人と、対前年比3.4%増の778人の増となりました。部屋の利用につきましては、6館合計で2万5,300件となり、利用延べ人数は27万3,536人、利用率の平均は73.5%となっ

ております。

各館の実績につきましては、お手元に配付させていただいている公民館事業実績報告書に沿って説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、1ページ目をおめくりください。まず、市民企画事業の実績について報告いたします。実施団体は25団体、実施事業数は28、実施回数は32回、延べ参加人数は1,165人、うち実施団体の会員の延べ参加人数は300人となり、実質参加延べ人数は865人となります。

恐れ入りますが、1ページおめくりください。柳沢公民館について報告をさせていただきます。1、公民館事業に関する事項、(1)主催事業を御覧ください。障がい者学級、くすみ学級など全26事業を実施し、実施回数は195回、延べ参加人数は8,989人となっております。

恐れ入りますが、2ページおめくりいただき、裏面を御覧ください。利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で4,361件、利用率は84%となり、延べ利用者数は5万6,498人となっております。

恐れ入りますが、次のページを御覧ください。田無公民館について報告いたします。1、公民館事業に関する事項、(1)主催事業を御覧ください。障がい者学級、あめんぼ青年教室など全14事業を実施し、実施回数は105回、延べ参加人数は3,592人となっております。

恐れ入りますが、1ページおめくりいただき、裏面を御覧ください。利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で5,130件、利用率は82%となり、延べ利用者数は5万8,903人となっております。

恐れ入りますが、次ページを御覧ください。次に、芝久保公民館について報告させていただきます。1、公民館事業に関する事項、主催事業を御覧ください。「子ども体験講座 はじめよう！理科読」など全15の事業を実施し、実施回数は83回、延べ参加人数は1,961人となっております。

恐れ入りますが、1ページおめくりいただき、裏面を御覧ください。利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で2,988件、利用率は57%となり、延べ利用者数は2万6,285人となっております。

恐れ入りますが、次ページを御覧ください。谷戸公民館について報告いたします。1、公民館事業に関する事項、(1)主催事業を御覧ください。「子ども体験講座 宇宙を知ろう！子ども天文学講座」など全17の事業を実施し、実施回数は100回、延べ参加人数は5,891人となっております。

恐れ入りますが、1ページおめくりいただき、裏面を御覧ください。利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計は5,205件、利用率は75%となり、延べ利用者数は4万2,099人となっております。

恐れ入りますが、次ページを御覧ください。次に、ひばりが丘公民館について報告いたします。1、公民館事業に関する事項、主催事業を御覧ください。「親子対象講座 絵本でわくわく世界旅行」など全14の事業を実施し、実施回数は84回、延べ参加人数は1,734人となっております。

恐れ入りますが、1ページおめくりいただき、裏面を御覧ください。利用状況につきまし

ては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計は4,156件、利用率は67%となり、延べ利用者数は4万8,123人となっております。

恐れ入りますが、次ページを御覧ください。最後に、保谷駅前公民館について報告いたします。1、公民館事業に関する事項、主催事業を御覧ください。「小・中学生の書き初め講座」など全19の事業を実施し、実施回数は67回、延べ参加人数は1,453人となっております。

恐れ入りますが、1ページおめくりいただき、裏面を御覧ください。利用状況につきましては、2、公民館の利用に関する事項、(1)利用状況を御覧ください。時間帯別利用件数の合計で4,753件、利用率は76%となり、延べ利用者数は4万1,618人となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(8)平成29年度西東京市図書館事業実績報告書の説明をお願いいたします。

○中川図書館長 続きまして、(8)平成29年度西東京市図書館事業実績報告書につきまして、お手元の実績報告書に沿って報告させていただきます。

恐れ入りますが、1ページおめくりください。

1の基本指標ですが、3行目の1日平均貸出し数は7,442冊となり、前年度と比べまして、わずかに減少となっております。また、6行目の登録者1人当たりの貸出し数は44.7冊となり、前年度より0.8冊の増加となっております。

2の図書購入に関する事項につきましては、図書購入費5,925万3,339円により、3万4,494冊を購入しました。市民1人当たりの購入冊数が0.17冊、市民1人当たりの購入金額が294.4円となります。これにより、3の所蔵図書に関する事項の合計欄、79万7,273冊の蔵書となっております。

恐れ入りますが、次のページをお願いいたします。

登録者の合計は4万8,713人、そのうち市民の登録者数は3万6,657人、登録率は18.2%となり、前年度に比べ1,452人、0.8%の減少となっております。

続きまして、5の(1)個人貸出し冊数では、年間217万5,911冊、前年度比1.9%の減少、利用者数は91万255人、1.2%減少となっております。

次のページをお願いいたします。

一番上、5の(3)予約・リクエスト件数では、受付件数73万1,592件、前年比0.8%増加しております。

5の(5)図書の団体貸出し数では、保育園、児童館、学童クラブ、小中学校に貸し出した冊数が6万3,030冊、前年度と比べ1.3%増加しております。

6のハンディキャップサービスでは、利用者数は62人、そのうち視覚障害のある方が39人、肢体不自由な方が23人、団体は2団体となっており、前年度と比べ減少になっております。

7の図書の除籍では、6万2,144冊の図書を廃棄いたしました。前年度に比べ25.5%の増加となっておりますが、これは、多摩地域の各自治体の所蔵データの検索が容易になったため、他の自治体の所蔵状況を鑑みながら、現在、西東京市の図書収容能力を超える分の蔵書を処理したものでございます。

8の行事では、児童対象行事では開催回数520回、参加者数6,690人、参加者数で前年度比

2.7%の減少となっています。また、成人対象では14回、473人、前年度に比べ7.4%の減少となっております。

簡単ではございますが、平成29年度の図書館事業実績について報告をさせていただきました。

- 森谷教育部参与兼教育企画課長 申し訳ございません。1点ちょっと補足をさせてください。
通学路の安全点検につきましては、先ほど教育委員会の取組を説明させていただきました。
今回の文部科学省の通知の中では、学校は、児童・生徒に対する指導を徹底するように強く言われておりますので、今後、教育委員会における通学路の安全確認と併せて、学校における通学路の安全確認についても通知を発するとともに、子どもたちに対する指導につきましては、例えば今回の文科省の通知の中では、特にその辺のことは記載はされておきませんが、文科省といたしましては、例えば朝の会ですとか、帰りの会、または避難訓練といった学校行事の中で、速やかに子どもたちに対して指導の機会を設けてほしいということが言われておりますので、通知の中で徹底してまいりたいと考えております。
- 木村教育長 以上、補足がございました。
説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本教育長職務代理者 今の学校のブロック塀などの安全点検等についてですけれども、これ自体は学校だけのことではなく、通学路ということで市民の場ということもありますけれども、危機管理室関係や、いわゆる建築営繕関係のほうでも何かそういう調査とかはやられているのでしょうか。
- 森谷教育部参与兼教育企画課長 市の取組といたしまして、様々な公共施設がございますので、建築営繕課において、建築基準法に基づく対応がなされているかどうかということを全庁的に確認を行っているところでございます。今後、庁内の会議等の中でその辺は確認してまいりたいと考えております。
- 森本教育長職務代理者 そういう意味で、あちらはプロというか、ある程度知識もお持ちの方がたくさんいらっしゃると思いますので、通学路の安全点検においても、そういう方も是非御一緒に見ていただけたらありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。
あと、先ほどのブロックとかに関して、調査・報告をされるということはありませんけれども、実際に何か不備があったら、即工事に入られるということでもよろしいのでしょうか。それとも、調査・報告を終えた後ということになるのでしょうか。
- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 先ほど説明申し上げましたように、今、調査中ですが、不備があったものにつきましては、不備の中身とか危険度とか、そういったものを総合的に勘案しながら、市長部局と相談しながら、対応していきたいと考えております。
- 森本教育長職務代理者 変な言い方ですが、明日地震があってもおかしくありませんので、是非早目早目の対応をお願いしたいと思います。
- 米森委員 森本委員の御意見に賛成でして、児童・生徒、学校の安全点検はもとよりですけれども、やはり今回は、市民の安全という観点から、市全体の防災ということで、補助金とかそういうものも若干関わりがあるかもしれませんが、全体として市民の命を守るという観点から、是非全体的な取組をしていただければ、また一歩進むんじゃないかと思いま

すので、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋委員 教育委員会全体の総力を挙げて、今日から点検に行ってくださいということで、とても速やかな対応をしてくださって大変ありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それから、先ほど、文科省からも、御家庭への指導もお願ひしたいということがあるというふうにお聞きしましたが、何か具体的に御家庭に働きかけるというような計画みたいなものはありますか。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 実は、先週末、各学校に通知文を發出しましたが、「防災ノート」といって、自分の身の回りの通学路の危険な場所がどういうところにあるのかなど、子どもたち自身が学ぶと同時に、「わが家の防災アクション」という家庭に持ち帰って家族と話し合うことのできる教材を活用して、この間の大阪の地震も踏まえた指導をするように通知を發出したところです。この取組を通して、保護者への働きかけというのは一定できるかと思ひております。

○高橋委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○森本教育長職務代理者 教育相談関係なんですけれども、ちょっと根本的なことでごめんなさい。小学校の巡回相談とスクールソーシャルワーカーさんによるいわゆる学校への支援というものの違いをちょっと教えていただけていいですか。

○清水教育部副参与兼教育支援課長 小学校巡回相談とスクールソーシャルワーカーの巡回の違いということですが、小学校の巡回相談については、特別支援教育士であったり、学校の指導のほうの内容にたけている方が、学校の授業——小1の巡回なので、小1の授業を見ながら、授業についていけないようなお子さんだったり、いろいろな行動をされているお子さんについて観察している、巡回して見ている、それに相談を受けるという形になります。

スクールソーシャルワーカーのほうは、当市では臨床心理士が全員ですので、心理面から見てきた中で問題を抱えているいらっしゃるお子さんの相談に対応しているという形になりますので、ちょっとその形で見える面が違ってくるかなという感じになっております。

○森本教育長職務代理者 例えばスクールソーシャルワーカーさんとつながることによって、その後の相談だけでなく、何か不登校に関してもう少し踏み込んだ対応をしていただけたかというようなことはあるんでしょうか。

○清水教育部副参与兼教育支援課長 そういう不登校の関係もそうですけれども、スクールソーシャルワーカーが一体となって動くことによって、校内委員会が各校にありますので、そちらのほうでスクールソーシャルワーカー、あと小学校の巡回を行っている教育支援アドバイザーも含めてお話し合いをしながら、同じお子さんについてどういう形で支援ができるか、学校の中の支援、あと校外の支援も含めてどういう形がとれるかということをお話し合ったりすることもございます。

○森本教育長職務代理者 先ほどもおっしゃっていましたがけれども、小学校の巡回指導の件数が増えた原因は、やはりL教室の影響が大きいかと考えてよろしいんでしょうか。ほかにも何かあるのであれば教えてください。

○清水教育部副参与兼教育支援課長 巡回の相談、増なんですけれども、一昨年度のほうは、巡回する人数が少なかったということがあります。昨年度は少し増員しまして、その分、き

め細かく、回数も増えてきて、よく見られるようになったということで、件数が増えてきたということが主な理由になっております。

- 米森委員 初歩的な質問で、個別にならなくて答えられる範囲で、一般的で結構なんですけれども、主な内容のところ、例えば「学業不振」とか、「集団不適應」、「おちつきなし」とくくってありますけれども、ありていに言うと、親御さんがどういったことを、主訴ですかね、主に言われているのかと。イメージがちょっと湧きにくくて、どういう相談を寄せられているかなということで教えていただきたいということだけなんですけれども。

例えば一番上の学業不振という、評価が一番下しかとれないとか、何かいろいろ親御さんによって違うとは思いますが、それとか、集団不適應ってどういうふうなお悩みなのかなとか、おちつきなし、どういうふうに悩んでそういうふうに使われているのかというのを、一般的で結構ですから。

- 清水教育部副参与兼教育支援課長 こちらのほうの分類なんですけれども、学業不振ということになると、今おっしゃっていた成績の関係もありますけれども、ほとんどの場合は知的な発達の関係で御相談されることが多くなっています。

あと、集団不適應とかおちつきなしなんですけれども、集団不適應のほうは、静かなんですけれども、授業の中についてきていない。静かにしているけれども、全然授業の内容についていけない場合であったり、あと、集団になって動くんですけれども、逆に騒いでしまって、皆さんが動いている方向とか聞いている方向に児童全体として動けないようなお子さんというんですかね、そういうものを集団不適應という形で分類しています。

あと、おちつきがないというのは、周りに迷惑はかけないんですけれども、ただ、いろいろなことで出てきていると思うんですけれども、動作であったり、状況というんですかね、お子さんの体の状況、動きであったりというんですかね、そういうところでおちつきがないということで、見受けられるお子さんを分類しているのがこちらになります。

- 米森委員 そうすると、複合的に表れても、ある程度そちらで判断されて分けておられるわけですね。

- 清水教育部副参与兼教育支援課長 おっしゃるとおりで、複合的なもので、主訴、一番メインなものということでの分類ですので、これが複合的にいろいろな形で出ていらっしゃるお子さんもいらっしゃるということにはなります。

- 米森委員 ありがとうございます。

- 森本教育長職務代理者 今回の件でちょっと確認ですけれども、知的のほうでは小分類として「知的発達遅滞」と「学業不振」と分かれますけれども、この差というのはどういった差になるのでしょうか。

- 清水教育部副参与兼教育支援課長 保護者の方がどういう形で捉えているかということになるので、こちらの見立てというよりも、親御さんがどういうことで訴えられているかということになるので、成績が悪いというよりも知的な発達が心配であるというのか、それとも成績が悪いのか、学業がちょっと進んでいないのかという、どちらのほうをメインにおっしゃっているかを分類しているということもあります。

- 木村教育長 ほかに、教育相談に関する質問がございましたら、よろしいでしょうか。

では、ほかの件でどうぞご質問ありましたら。

○森本教育長職務代理者 放課後子供教室事業の今後のあり方についての提言がなされましたけれども、これについては、今後、これを踏まえてどのような形で進んでいくのか、教えていただけますか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 第2章のほうでは、この今のありようであってもできるであろうというような具体的な提言をいただいている部分がありますので、そこは庁内、市長部局のほうと連携をとりながら、できるものから取り組んでいきたいというふうに考えております。例えば学童クラブ、児童館との連携とか、そういったところはすぐにでも取り組める部分だと思いますので、そういったところはすぐにでもやっていきたいと。

第3章のほうで述べられている、将来、少し先を見据えたあり方、こうあったらいいという部分なんですけれども、ここは逆にすぐにはできなくて、大きな仕組みから考えていかなければならないと思いますので、ここについては、例えば先進市の事例を参考にするとか、そういったことを少し重ねながら、なるべくいい方向、最後のまとめのところにも書いてありましたけれども、全てのお子さんが参加できて、よりよい形になるように進めていきたいというふうに考えております。

○森本教育長職務代理者 例えばこの中でも、人材に関しても広く地域から人材確保するということと同時に、ボランティアに関しては研修が必要だというような、そこがなかなかとても、人が増えたら増えただけ研修はどんどん難しくなるだろうしという、その辺の兼ね合いとかとても難しい部分もあるかと思うんですけれども、そのあたりも踏まえてこれからまた、だから、変な言い方だけど、今のままで、現状のまましばらくはやっていくというようなことでよろしいのでしょうか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 そうですね。すぐに何か大きな変化ができるということではないと思っておりますが、当面の対処法的なところを第2章で御提言いただいているので、ここの中でできることからすぐに取り組んでいくというような形で考えております。

○森本教育長職務代理者 あと、学校との連携について、ちょっと難しいというのが書かれていることがあるんですけれども、物理的な環境の違いということも書かれていますが、これは要するに、根本的にそういうものに提供できる場所がないというふうに学校がおっしゃっているということよろしいのでしょうか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 その面もありますし、あと、例えば実際に部屋としてはあるけれども、動線の問題でなかなか放課後に使ってもらうには難しいなというような御判断があるケースもあるようです。

○森本教育長職務代理者 わかりました。だから、学校の理解が得られていないように書かれているところがあったんですけれども、その辺がとても不思議な感じがしたんですけれども、それは、学校側がただ単に物理的に無理なんですよ、やりたいけど無理なんですよとおっしゃっているのか、根本的になぜそんなことをするのかというような意味合いでおっしゃっているのか、その辺がちょっとよく分からないんですけれども。学校の理解が得られないとおっしゃっているような学校は、一体どういうふうなところで困っていらっしゃるのでしょうか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 私のほうで幾つか聞いている例としては、そういうことは学校でやることじゃないというような姿勢ではなくて、やはり運協さんの思うような答えがなかなか得られないという範囲において、「理解がなかなかね」とおっしゃるところが多いのかなという印象は抱いております。

あとは、やはり先生方も代わりますので、前の副校長先生のおときはここまでいいとおっしゃってくださったのに、代わったら少し変わってしまったというようなお声もいただいているので、そういった違いというのがもしかするとこういう声につながっている可能性もあるのかなというふうには思いました。

○森本教育長職務代理者 そういったところに関しては、教育委員会として何か学校側にアプローチしていることというのはあるのでしょうか。学校側に、こういうことについては協力をしてくださいよみたいな方向でお話はされているのでしょうか、どうなんでしょうか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 そういった声は、まず社会教育課のほうにいただきますので、まずは私どものほうで一旦お受けをして、学校のほうに確認をさせていただいております。

つい最近もあったんですけれども、前の先生のおときはいいと言われていたお部屋が今後はだめと言われたというようなちょっと御相談をいただいたんですね。ですが、そこもよくよく聞いてみると、今まで使っていた範囲はいいですよ。ただ、新規にやるものに関しては、そこのお部屋というよりは、もう少し動線的に学校として安心して貸せるこちらの部屋を使ってほしいというようなお話だったというようなことなので、その辺の少し行き違いとか、そういう部分もあるのかなと感じておりますし、あと、どうしても社会教育課と学校とだけで解決が難しければ、例えば教育指導課ですとか、学校運営課ですとか、そういったところにも協力をお願いしながら一応整理していくというふうにはやっております。

○森本教育長職務代理者 ありがとうございます。

○木村教育長 私も、この放課後子供教室については、年度当初に校長会議の中で、西東京市の総合教育会議の中でも重点施策になっているので、是非協力をお願いしたいということは何度かお話をしてまいりました。そういう意味では、管理職の皆さんは一定の理解をしてもらっていると思いますが、連携の中でまだ不十分な点があったり、管理者の方と学校との関係がスムーズでなかったり、その辺は是非教育委員会としても、事務局としても、間に入ってやっていきたいなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○米森委員 放課後の関係は、運営協議会が一番、ここの取組というのが大事だというのは分かりますし、是非強化していただきたいんですが、今まで見ていると、例えば学校にはいろいろ協議会、たしか避難所があったり、いろいろありますよね、学校を取り巻く。その中で、こういう遊び場とか避難所とかいう場合に、それを担う方ですね、そういう方の構成とかメンバーは、例えば定期的にうまく代わるのか、その辺の選び方とか、ボランティア的にやる方が少なくなる、その辺の問題は特にございませんか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 確かにおっしゃるような状況は、運協さんによっていろいろなんですけれども、例えば会長さんはもう輪番制というふうに決めているようなところもあれば、同じ方が長く引き受けてくださっているようなところもあればというような形ですし、

構成メンバーも、PTAさんから何人出してくださいというような割り当てがあるようなところもあれば、全然違う形でやっているところもあるというような形で、本当にそれぞれに違っているというのが現状です。

ただ、やはり地域の方に集まっていたらという組織なので、1人重要な役を担っていた方が何かの御事情で抜けたりというようなことになると、後継者探しが大変というようなことで御相談はいただいております。

○米森委員 なかなか学校だけで片づく問題ではない部分があるんですね。難しいということですね。

○高橋委員 先ほど、できることから速やかに実行していきたいというふうにおっしゃってくださったんですけども、この解決策の中では、「社会教育課に担当の専門職員を置いて」なんて書いてあって、それは今まで運協に全体的に委託していたところを社会教育課がちょっと中心になって支援していくというような方向性が出てきたのかなと思って、ちょっと期待しているんですけども、この専門職員を置くということは、どれぐらい可能性があるんでしょうか。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 まず、ここの意味合いなんですけれども、私どものほうは、社会教育委員さんとやりとりをしてお聞きしていた限りでは、今、社会教育課の職員がいろいろな仕事の中の一つとして放課後子供教室を担当しておりますが、それだけを専任でやる職員を置いてほしいというような意味合いだというふうにはまずここの書きぶりに関しては聞いています。

今、職員全体数が抑制されている中で、そこがどこまで実現できるのかというのは、ちょっと今何ともお答えをしにくいところですが、今現在は、この仕事だけでなく、幾つかの仕事の中の一つとして放課後子供教室を担当しているというのが現状というふうになっております。

○高橋委員 細かいことですが、運協の管理者の方から、例えば保護者会のときにランドセルを置いて子どもが遊べるようにしたいと。それは学校からの要請もあってそうしたいけれども、保護者会のための校庭開放ではないから、趣旨が違うから、ということを社会教育課がおっしゃるので、なので、大っぴらには保護者会だからランドセル対応の校庭開放ができますよというふうには言えないというふうなお声もいただいている、それは何で趣旨が違うのかなと思いますよね。

だから、いろいろな方が少しずつ関わって、社会教育課の中で少しずつ知識というんですか、それがすり合わさっていないのかなというところもあって、保護者会の日にランドセルを置いて遊べるようにするというのは、保護者の方も望んでいることだし、学校側もそうしてほしいと言っていることなのに、それが社会教育課は趣旨が違うというようなことをおっしゃるようだと、一体その協働というかね、それはどうなっているのかというふうに思われても仕方ないですね。

なので、そのあたりの細かいことをすり合わせていくことが学習機会の提供となるのもっと必要になってくると思うので、それが実現は不可能だとしても、担当とまではいなくても、やはり専門的っぽい、それぐらいの力を入れてくださる職員の方というのは待ち望まれ

るところかなと思います。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 職員間での意識、認識の違いというのがもしあって、それが伝わってしまって、運協さんの間で迷いにつながってしまったのだとしたら、それは大変申し訳ない状況だと思いますので、職員間の意識合わせもこちら側ではきちんとし、なおかつ、信用していただけるような体制というのも作っていきたいと思います。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

○木村教育長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○木村教育長 日程第2 議案第23号 西東京市公立学校教職員に関する指導については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 21 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成30年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 3 時 21 分 閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員